年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

山梨厚牛年金 事案 229

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 12 年 10 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、12 年 10 月から 13 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成13年10月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額(38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から14年10月1日まで

② 平成14年10月1日から16年4月1日まで

③ 平成16年4月1日から18年6月21日まで

社会保険事務所(当時)で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び③は、当時の給与明細書の支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与明細書の厚生年金保険料の欄で保険料が控除 されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていること はおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給与明細書から、申立人が主張 する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除さ れていることが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社における申立人の厚生年金保険の

標準報酬月額は、申立期間①のうち、平成13年1月から同年9月までの期間については、当初、44万円と記録されていたが、同年10月29日に同年1月にさかのぼって26万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立期間①のうち、12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは44万円、13年10月から14年9月までは26万円とそれぞれ記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日に、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までの期間を含む12年10月から14年9月までの期間について、9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日の処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額がさかのぼって訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、平成13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付け及び 14 年 10 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た 12 年 10 月から 13 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 26 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①のうち、平成13年10月から同年12月までの期間については、 事業所が保管する源泉徴収簿により、申立人が主張する標準報酬月額(38 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されているこ とが認められる。

なお、事業主が申立人の平成13年10月から同年12月までの期間に係る 厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主 は不明としており、他に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから行ったとは認められない。

3 申立期間②については、雇用保険の記録、同社代表取締役及び同僚の証 言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「平成14年10月1日から16年4月1日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続をした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員が、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が平成14年10月1日から16年4月1日までの期間任意継続被保険者であったことが確認でき、申立人の給与明細書から、厚生年金保険の控除欄で給与から控除されていた保険料は、申立期間当時の国民年金保険料と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

4 申立人は、申立期間③の標準報酬月額について、給与明細書に記載された給与支給額と比べて低いことはおかしいと申し立てているところ、給与明細書及び源泉徴収簿等の資料から確認できる給与支給総額は、A社から社会保険事務所(当時)へ届出されている標準報酬月額を上回っていることが認められるものの、これらの資料において事業主により給与から源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが一致していることが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 18 年 5 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 19 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、18 年 5 月から同年 7 月までは 20 円、同年 11 月から 19 年 3 月までは 40 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年5月1日から同年8月4日まで

② 昭和18年11月12日から19年4月1日まで

私は、A社に昭和 18 年 5 月 1 日から 19 年 3 月末日まで勤務していた。 その間の 18 年 8 月 4 日から同年 11 月 12 日までの厚生年金保険の加入記録 は確認できたが、申立期間は確認できなかった。当時の賃銀計算書がある ので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 18 年 5 月から 19 年 3 月 (19 年 1 月は無し)までの「賃銀計算書」から、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該賃銀計算書のうち 18 年 6 月及び同年 7 月、同年 11 月及び同年 12 月については、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるとともに、申立人の記憶によれば、勤務していた期間を通して申立人の勤務形態及び業務内容に変更は無い上、申立人が記憶する当時の従業員数と厚生年金保険被保険者数とがおおむね一致しており、それら同僚については、いずれも被保険者記録が途切れることなく継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「賃銀計算書」上の厚生年金保険料控除額から、昭和18年5月から同年7月までは20円、同年11月から19年3月までは40円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無 いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険 事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資 料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

山梨厚生年金 事案 231

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 13 年 1 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、13 年 1 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成13年10月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月1日から14年10月1日まで

② 平成14年10月1日から16年4月1日まで

③ 平成16年4月1日から18年1月21日まで

社会保険事務所(当時)で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び③は、当時の給与明細書の支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与明細書の厚生年金保険料の欄で保険料が控除 されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていること はおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給与明細書から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間①のうち、平成13年1月から同年9月までの期間については、当初、26万円と記録されていたが、同年10月29日に同年1月にさかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立期間①のうち、同年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった14年10月1日より後の同月7日に、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までの期間を含む同年1月から14年9月までの期間について、15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日の処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額がさかのぼって訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、平成13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付け及び 14 年 10 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立期間①のうち、13 年 1 月から 14 年 9 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た 13 年 1 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 20 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①のうち、平成13年10月から同年12月までの期間については、 事業所が保管する源泉徴収簿により、申立人が主張する標準報酬月額(24 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されているこ とが認められる。

なお、事業主が申立人の平成13年10月から同年12月までの期間に係る 厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主 は不明としており、他に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

3 申立期間②については、雇用保険の記録、同社代表取締役及び同僚の証 言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「平成14年10月1日から16年4月1日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続をした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員が、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が平成14年10月1日から16年4月1日までの期間任意継続被保険者であったことが確認でき、申立人の給与明細書から、厚生年金保険の控除欄で給与から控除されていた保険料は、申立期間当時の国民年金保険料と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

4 申立人は、申立期間①のうち、平成 12 年8月から同年 12 月までの期間 及び申立期間③の標準報酬月額について、給与明細書に記載された給与支 給額と比べて低いことはおかしいと申し立てているところ、給与明細書及 び源泉徴収簿等の資料から確認できる給与支給総額は、A社から社会保険 事務所(当時)へ届出されている標準報酬月額を上回っていることが認められるものの、これらの資料において事業主により給与から源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン 記録の標準報酬月額とが一致していることが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

山梨厚生年金 事案 232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月8日から平成2年9月9日まで 私は、A社に昭和61年9月から勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では平成2年9月からになっている。社会保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月から A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、元事業主及び同僚の証言から、申立人が同年秋ごろから当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、元事業主が「社会保険と雇用保険は、同時に加入させていた。」と証言している上、事業所保管の「健康保険被扶養者認定通知書」に記載されている被保険者資格取得日及び雇用保険の被保険者資格取得日が、いずれもオンライン記録と一致している事実を踏まえると、申立人の厚生年金保険料が、事業主により、給与から控除されていたという事情はうかがえない。

また、A社の事業所被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、入退社を繰り返した者の整理番号にも重複は見られないことから、事務処理に誤りがあったことは考え難く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。